

# 虐待防止のための指針

キッズボンドEX 八街

## 1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

有限会社アークスが運営する児童発達支援及び放課後デイサービスでは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

## 2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

### (1) 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を組成します。なお、本委員会の統括責任者は有限会社アークス役員とし、児童発達支援管理責任者、支援員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。

委員会は、担当者が招集します。(年2回以上)

委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること

委員会は、職員セルフチェックシート(年1回実施)・虐待早期発見チェックリスト(虐待発見時・相談実施時)を使用し、虐待の早期発見に努めます。

### (2) 虐待防止に関する責務等

虐待防止に関する統括は統括責任者が行い責任者は株式会社KB役員とする。

虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策 など

実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存します。

### 4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談します。

担当者は、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行なった本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

### 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当法人のホームページに公表します。

## 7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

その他の虐待等の相談については、担当者は寄せられた内容について統括責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行なった者である場合には、他の上席者に相談します。窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

対応の流れは、上述の「4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」に依るものとし、フローチャートを確認し、実施します。

担当者に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

### 委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	伊藤晴康（キッズボンドEX COO）
虐待防止対策の担当者	持田奈津世（児童発達支援管理責任者）
各担当職員のチェックリスト、ヒヤリハット事例の報告・分析	児童発達支援管理責任者 及び支援員（保育士、児童指導員等）
第三者、専門家	協力医療機関の医師 行政の担当者等

## キッズボンド EX 八街 虐待防止委員会設置規程

### (委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

### (委員会委員の選出、構成)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、伊藤晴康(キッズボンド EX COO)とする。
  - (2) 委員には、各事業所虐待防止責任者を加える。
  - (3) 委員には、必要ある場合に法人役員、顧問を加えることができる。
  - (4) 委員に、利用者の代表を加えることができる。
  - (5) 委員に、必要に応じて第三者委員を加えることができる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務める。
- 4 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会は委員の過半数の出席を必要とする。

### (委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低2回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長または委員が招集し開催する。

### (委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止担当者に報告する。

- 5) 研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

委員長	伊藤 晴康（キッズボンド EX COO）
委員	持田奈津世（児童発達支援管理責任者/管理者） 楚南 兼俊（第2児童発達支援管理責任者/児童指導員） 越川麻耶美（児童指導員） 金田 悠奈（保育士） 影山 昌子（児童指導員）

令和6年4月1日 初版

令和6年6月1日 第2版

## 倫理綱領

私たちキッズボンド EX 職員は、法人の定める諸規定に従い、社会理念に基づいた確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、誠実かつ公正に自らの職務を遂行しなければならない。ここに倫理綱領を定め、職員の規範とします。

### 1.生命の尊厳

職員は常に緊張感を持って、利用者様の安全確保に努め、利用者様お一人お一人をかけがえのない存在として大切に接します。

### 2.個人の尊重

職員は、利用者様の個性、主体性、可能性を尊重します。

### 3.人権の擁護

職員は、利用者様に対するいかなる差別、虐待、人権侵害を許さず、人としての権利を擁護します。

### 4.社会への参加

職員は、利用者様の年齢、障害の状態にかかわらず、社会を構成する一員として、ゆとりある市民生活が送れるように支援します。

### 5.専門的な支援

職員は、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者様お一人お一人が豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

### 6.職員としての自覚

職員は、常に社会から信任を受けるように努め、保健医療、教育等の関係機関と連携を図り、利用者様の問題解決に努めます。